

電気工事業の立入検査結果

(平成17年度～21年度)

平成22年9月11日
電力安全課電気業務係

1. 目的

電気工事業の業務の適正化に関する法律(以下、「電気工事業法」という。)第29条の規定に基づき、関東東北産業保安監督部東北支部所管の電気工事業者に対して立入検査を実施することにより、業務の改善を指示するとともに業務の適正化を図ります。

2. 立入検査結果

検査結果

現状と傾向

電気工事業を営む者は電気工事業法を遵守することが必要です。

しかし、電気工事業者として登録又は届出をし、業務を行っているにも関わらず、表1及び表2のように不良事項が見受けられます。

中でも、特に目立った事案としては以下の2点が上げられます。

1. 法第22条

電気工事を当該電気工事を営む電気工事業者でない者に請け負わせてはならない。

2. 法第26条

営業所毎に帳簿を備え、必要な事項を記載しなければならない。

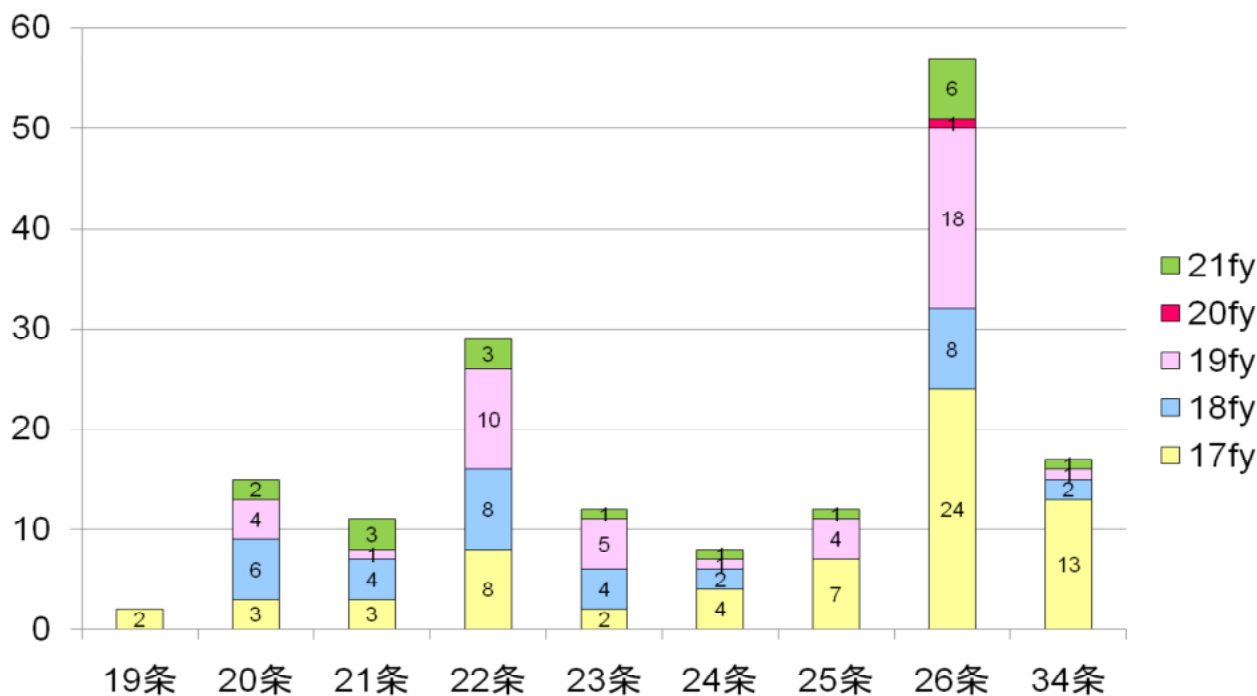
- 一 注文者の氏名又は名称及び住所
- 二 電気工事の種類及び施工場所
- 三 施工年月日
- 四 主任電気工事士等及び作業者の氏名
- 五 配線図
- 六 検査結果

上記2件のうち法第26条については毎年指摘を行っている他、法第22条も多い状況となっている。

表 1 検査結果 その 1

参照		不良件数 (件)					小計
		17fy	18fy	19fy	20fy	21fy	
法第19条	主任電気工事士を設置しているか	2					2
法第20条	主任電気工事士の作業管理が十分であるか	3	6	4		2	15
法第21条	電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていないか	3	4	1		3	11
法第22条	請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか	8	8	10		3	29
法第23条	電気用品安全法の表示の付されていない電気用品を使用していないか	2	4	5		1	12
法第24条 規則第11条	経済産業省令で定める器具を備えているか	4	2	1		1	8
法第25条 規則第12条	標識を掲示しているか	7		4		1	12
法第26条 規則第13,13の2条	経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え、保存しているか	24	8	18	1	6	57
法第34条 規則第24,25,26条	登録(通知、届出)事項に誤りがないか	13	2	1		1	17
	合 計	66	34	44	1	18	163

表 2 検査結果 その 2



主任電気工事士の設置 下請け業者の確認 標識の掲示
 主任電気工事士の管理 電気用品の確認 帳簿の不備、内容不備
 電気工事士の従事 器具の備え付け 登録事項の誤り

3 . 問題点 (多い事例)

法第 2 2 条 (下請けの確認)

- ・ 電気工事を請け負わせる相手先について、長年の付き合いの関係等からあえて確認することをしていない。
- ・ 建設業法上の業種及び番号は確認していても、電気工事業の登録又は届出等の状況 (番号等) までは未確認。

法第 2 6 条 (帳簿の記載事項不備)

- 一 注文者の氏名又は名称及び住所
 - ・ 注文者の氏名又は名称は記載していても、住所の記載がない。
- 二 電気工事の種類及び施工場所
 - ・ 電気工事の種類が不明であるほか、自家用電気工作物、一般用電気工作物を区別せずに管理している。
- 三 施工年月日
 - ・ 施工の終了日の記載はあるが、施工期間中についての記載がない。
- 四 主任電気工事士等及び作業者の氏名
 - ・ 社員であることは確かだが、工事を担当した作業者を把握してない他、記載もしていない。
- 五 配線図
 - ・ 短時間の工事のため特に必要がないと判断し、記載していない。
- 六 検査結果
 - ・ 検査を実施した者の氏名があるが、合否についての記載がない。

その他

- ・ 数年前に同営業所で指導を受けている、若しくは会社内の他の営業所で指導を受けているにも関わらず、指導内容が改善されていない。

4 . 今後の注意

電気工事業は電気工事業法を遵守することにより、電気工事 (一般用電気工作物、自家用電気工作物) の保安を確保する必要があります。

今後も東北支部では管内にある営業所等に対して、計画的に検査を実施することで電気事業者の改善及び保安の確保を維持するよう指導していきます。

電気事業者は関係法令を遵守するとともに、上記の問題点を参考に今後も適正な業務の実施をお願いいたします。